

各務原市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱

(令和6年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健及び児童福祉の一体的支援を通じて、妊娠期から子育て期に渡り切れ目のない支援を行うことを目的とした各務原市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
各務原市こども家庭センター	各務原市那加桜町1丁目69番地

(対象者)

第3条 センターにおける支援の対象者は、市内に居住する全ての妊産婦及びおおむね18歳未満の子ども並びにその家庭とする。

(業務の内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに規定する業務及び同項第5号に規定する業務との連携に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項各号に規定する業務
- (3) 合同ケース会議の開催に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第5条 センターには、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 母子保健及び児童福祉を連携統括する統括支援員
- (3) 前条第1号に掲げる業務を行う母子保健及び子育て支援に関する専門知識を有する保健師等
- (4) 前条第2号に掲げる業務を行う子ども家庭支援員、虐待対応専門員等
- (5) その他市長が必要と認める者

(連携)

第6条 センターは、関係機関等と密に連携するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。